

第37回懇話会における議事

〔議事1〕令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）について

次の資料をご確認ください。

資料1：令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

資料2：令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条において、年度ごとに策定することが規定されております。

食品衛生監視指導計画策定にあたり、原案を作成し、意見を調整した上でこの懇話会で示し、県民へ意見募集（パブリックコメント）を行った上で、策定したいと考えております。

今回の第37回懇話会書面開催前の、1月19日（水）から1月25日（火）まで、委員と幹事課から原案に対するご意見を募らせていただきましたが、監視指導計画案に反映させるものはございませんでした。しかし、課内で協議し、資料1に記載した「昨年度からの主な変更点」以外に、重複部分を削除したり、読みやすく体裁を整えたりする等の修正を行いました。

資料3、4として奈良市の監視指導計画案も添付させていただいておりますが、中核市である奈良市は独自に計画を策定していますので、ここでは、参考としてご参照ください。

当計画（案）については、本年2月上旬から1ヶ月間（30日間）意見募集を行ったうえで、最終的に令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画として策定したいと考えております。

奈良県では、令和3年5月25日より「奈良県新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度」を定め、県が定めた基準に基づいて、新型コロナウイルス感染防止対策を行っていただいた飲食店、喫茶店や宿泊施設を県が認証する制度を行っております。県が定めるチェックリストの必須項目（飲食店53項目、宿泊施設62項目）を全てクリアし、申請いただいた店舗、施設に現地調査を行います。その後認証の可否を決定し、認証が下りた店舗、施設には県から認証書と認証ステッカーを配布します。

利用者の方に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しすることを目的としています。

令和4年1月21日時点で、飲食店が2073件、宿泊施設が329件、それぞれ認証を受けています。

資料5をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の変異株により急速な感染拡大が進む状況の中、令和3年4月23日、政府は、近隣府県（大阪府、兵庫県、京都府）を含む4都府県に緊急事態宣言を発出しました（実施期間：令和3年4月25日から令和3年6月20日）。奈良県では、地域の実情に応じて感染拡大を防止し、医療提供体制を護るための「奈良県緊急対処措置」を策定し、実行しました。※

そのうち、飲食店等における営業時間短縮については、地元の実情を知った市町村が緊急事態宣言発令中の近隣府県からの流入抑制を図る等の目的により飲食店に時短要請し協力金を支払う場合に、県も営業時間短縮の要請を行うこととしました。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき要請を行った市町は下記表のとおりであり、令和3年4月28日から6月20日までの期間、飲食店・カラオケ店等に対して営業時間を午後8時までとするよう、奈良県緊急対処措置の第1期及び第2期（4月28日から5月31日まで）は9市町、第3期（6月1日から20日まで）は3市において要請を行いました。

※「1期」、「2期」、「3期」は、奈良県緊急対処措置の対象期間。詳しくは下記表参照

第1期	第2期	第3期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4/28～5/11 奈良市 ※ただし、奈良市は独自に4/25から実施 ・ 令和3年5/1～5/11 大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、王寺町、広陵町 ・ 令和3年5/2～5/11 大和高田市、橿原市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年5/12～5/31 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、香芝市、王寺町、広陵町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年6/1～6/20 奈良市、天理市、生駒市

【回答協力：産業政策課、防災統括室】

〔議事2－3〕高齢者対象施設や学校における、飲食時の感染拡大予防対策への対応
【島委員】

高齢者対象施設：介護保険課ホームページ内にて、高齢者施設における感染対策教材を公開し、pdf資料や動画にて飲食物提供時の対策も含めた総合的な感染症予防対策について啓発しています。奈良県立医科大学感染症センター長笠原敬先生に監修いただいた「社会福祉施設コロナ感染対策「こんな時はどうする？」解説集（動画付き）」では、なぜ感染対策が必要なのかを事例を踏まえて解説し、動画内でループホームや特別老人ホームにおいて、患者や濃厚接触者が発生した場合の食器の配膳方法から洗い方等まで細かく解説しています。また、「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（奈良県福祉医療部医療・介護保険局、文化・教育・くらし創造部こども・女性局）」も笠原先生に監修していただいております。詳しくは<https://www-cms.pref.nara.jp/54673.htm>。また、同課からメールでも適宜啓発を行っております。

学校：公立学校に関しては、県教育委員会で、県立学校に対して「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和4年1月14日改訂）」の「2（10）学校給食の実施や食事の場面に関すること」（※）に基づき、感染症対策の徹底をお願いしています。また、市町村立学校に対しては、市町村教育委員会を通じて、同ガイドラインを参考に対策を講じるようお願いしています。公立学校給食の関係者に対しては、学校給食の衛生管理と新型コロナウイルス感染症への対応について動画配信や資料提供による研修会を実施しました。

（※）学校給食の実施や食事の場面に関すること

- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づいた調理作業や配食等を行うなど、対応を徹底します。
- ・なお、生徒等全員が食事の前後の手洗いを徹底し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または大声での会話を控えるなどの対応を講じます。

私立学校に関しては、文部科学省や厚生労働省からの新型コロナウイルス感染予防関係の通知を送付しています。また、県教育委員会が県立学校等へ送付する通知も参考として私立学校に情報提供をしています。給食に関しましては、学校法人に対して直接指導することはできませんが、各私立学校を訪問する法人調査時に調理場や食堂などを視察し、感染対策等について聞き取りを実施しています。

【回答協力：介護保険課、保健体育課、教育振興課】